

免許番号 区第520号

漁場の位置 相生市野瀬北岸地先

漁場の区域 次の点A、ア、イ、ウ、エ、オ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

A 相生市石川島播磨重工野瀬工場北端岸壁（北緯34度47.23分、東経134度28.57分）より北へ40メートルの地点

B オより50度の線と最大高潮時海岸線の交点

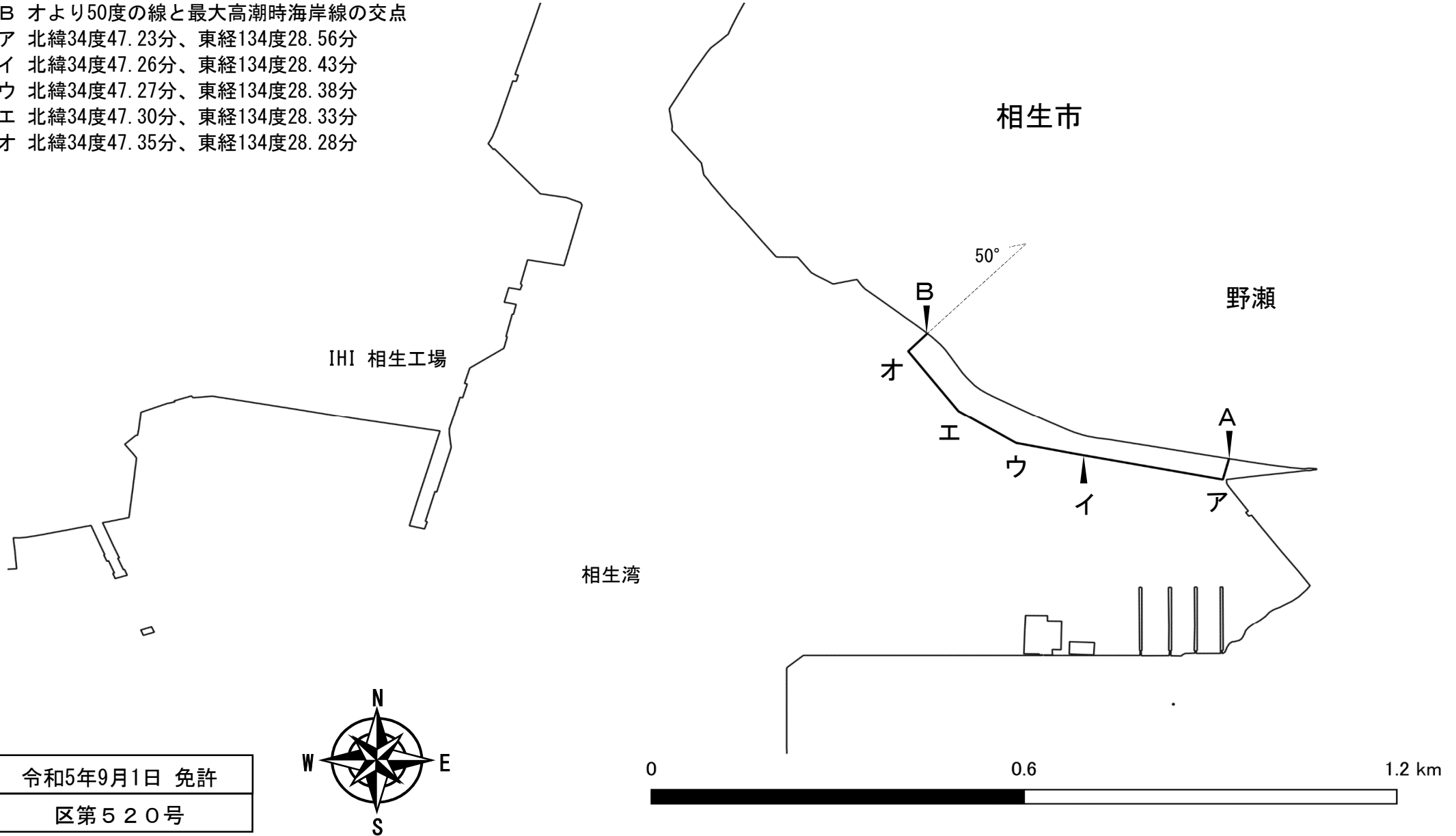
ア 北緯34度47.23分、東経134度28.56分

イ 北緯34度47.26分、東経134度28.43分

ウ 北緯34度47.27分、東経134度28.38分

エ 北緯34度47.30分、東経134度28.33分

オ 北緯34度47.35分、東経134度28.28分



令和5年9月1日 免許
区第520号

1	表 示				表示 番号	表 示		
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日		
	漁 場	別紙漁場図のとおり						
	漁業の種類	第1種区画漁業 垂下式貝類養殖業		1月1日から12月31日まで				
	主な漁獲物							
	漁業の時期							
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。							
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区	
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項	
1	相生市相生三丁目4番22号 相生漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第520号		摘 要		